

議第111号

平成30年度滋賀県モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度滋賀県のモーターボート競走事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 モーターボート競走事業収益		千円 36,741,600	千円 3,621,034	千円 40,362,634
	1 営業収益	36,684,952	3,631,091	40,316,043
	2 営業外収益	56,648	△ 10,057	46,591

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 モーターボート競走事業費用		千円 36,717,316	千円 3,300,619	千円 40,017,935
	1 営業費用	36,473,275	3,097,858	39,571,133
	2 営業外費用	244,041	202,761	446,802

（資本的支出）

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（資本的収入額 1,079,000千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額 326,165千円は、過年度分損益勘定留保資金 250,092千円および当年度分損益勘定留保資金76,073千円で補填するものとする。）

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 1,410,400	千円 △ 5,235	千円 1,405,165
	1 建設改良費	126,417	△ 5,532	120,885

議第111号
平成30年度滋賀県モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

	3 投 資	1,258	297	1,555
--	-------	-------	-----	-------

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 151,384	△ 千円 9,060	千円 142,324
交 際 費	120	△ 90	30

上記の議案を提出する。

平成31年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造